

「子供を守る」住宅確保促進事業補助金交付要綱

令和 5 年 4 月 7 日

5 住 民 安 第 28 号

改正 令和 5 年 9 月 1 日

5 住 民 安 第 288 号

改正 令和 6 年 12 月 27 日

6 住 民 安 第 438 号

第 1 目 的

この要綱は、集合住宅に居住する子育て世帯が行う住戸の安全性の向上を図るための改修工事に対して補助を行うことにより、子育て世帯の居住の安全性等を高め、もって子育て世帯が子育てに適した住環境を選択しやすい環境づくりに寄与することを目的とする。

第 2 通 則

「子供を守る」住宅確保促進事業の補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）その他関係法令及び関連通知によるほか、この要綱に定めるところによる。

第 3 定 義

この要綱において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例によるほか、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 集合住宅

共同住宅、寄宿舎及び長屋の用途に供するものをいう。

(2) 子供

12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(3) 子育て世帯

集合住宅の居住世帯で同居者に子供がいる世帯をいう。

(4) 分譲マンション

2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する集合住宅で、原則として区分所有者自身が居住の用に供しているものをいう。

(5) 賃貸マンション

分譲マンション以外の集合住宅で居住目的の賃貸借の用に供するもの及び分譲マンションの区分所有者により当該区分所有部分の住戸を居住目的の賃貸借の用に供しているものをいう。ただし、公的住宅（都営住宅等及び都施行型都民住宅、東京

都住宅供給公社の賃貸住宅、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅、区市町村営住宅等をいう。)は除く。

(6) 管理組合

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。

(7) 住戸

建築物に構造上区分された部分で住居の用途に供するものをいう。

(8) 補助事業者

第4に規定する補助金の交付対象となる改修工事を行うもので、前(4)又は(5)に規定する分譲マンションや賃貸マンションの居住者で前(2)に規定する子供と同居するもののことをいう。

第4 補助金の交付対象

- 1 知事は、補助事業者が居住する都内の集合住宅の改修工事を行う場合、その申請に基づき、予算の範囲内において、当該補助事業者に対し、改修工事に要する費用を補助することができる。ただし、既に本補助金の交付を受けた交付対象工事については、補助対象から除く。
- 2 補助金の交付対象となる改修工事は、住戸内及び当該住戸に属するバルコニー又はベランダにおける工事（分譲マンションにあっては、専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）に加え、共用部分（同法第2条第4項に規定する共用部分をいう。）のうち、当該住戸に属するバルコニー又はベランダを含む。）で、別表1に規定されたものとする。

第5 補助金の交付額等

- 1 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げる工事に要する費用とし、領収書等によりその内容が確認できる額とする。
- 2 他の補助事業において補助金の交付を受けている改修工事に要する費用並びにその消費税及び地方消費税については、補助対象経費から除くものとする。
- 3 補助金の交付額は、前2項の規定により別表1に掲げる工事に要する費用の合計額に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）で、1回当たり30万円を限度とする。

第6 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付を受けようとする者は、改修工事及びその準備（自ら改修工事を実施する場合にあっては、改修工事前に行う資器材の購入等）を行う前に、交付申請書（別記第1号様式）に次に定める関係書類を添えて知事に申請し、補助金の交付決定を受けなければならない。
 - (1) 補助金額算出内訳書（別記第1号様式別紙1）
 - (2) 申請額内訳明細書（別記第1号様式別紙2）

- (3) 住宅の所有者が確認できる書類
 - (4) 申請者が分譲マンションの区分所有者で、第4第2項に規定するバルコニー又はベランダ等共用部分に係る改修工事を実施する場合は、当該工事の実施について管理組合の承認を得たことが確認できる書類の写し
 - (5) 申請者が賃貸マンションの賃借人で住宅の所有者又は貸主（以下「所有者等」という。）と異なる場合は、賃貸借契約書の写し及び改修工事に係る所有者等の同意書
 - (6) 改修工事の内容が確認できる書類（図面等）
 - (7) 改修工事に要する費用が確認できる書類
 - (8) 新耐震基準に適合していることが確認できる書類
 - (9) 申請者を含む当該住宅に居住する世帯が子育て世帯であることを確認できる書類
- 2 補助金の交付申請は、同一世帯において、1回限りとする。

第7 補助金の交付決定等

- 1 知事は、前条の規定による申請を受けた場合は、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定するとともに、交付決定通知書（別記第2号様式）により、速やかに申請者に通知する。この場合において、交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。
- 2 知事は、前項の審査において、当該申請書の内容を適当と認めないときは、補助金を交付しないことを決定し、前項の例により不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者にその旨を通知する。
- 3 知事は、適正な交付を行うため、申請者に対し、必要に応じて資料の提出及び申請書類等の修正を求めることができる。

第8 申請の撤回

申請者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知書の受領後14日以内に、補助金の交付申請を撤回することができる。この場合において、知事は、撤回を承認したことについて、申請者に対し、交付申請撤回承認通知書（別記第4号様式）により速やかに通知するものとする。

第9 交付決定の変更

- 1 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後において、補助金額の変更等が生じる場合は、交付決定変更申請書（別記第5号様式）に次に定める書類を添えて、速やかに知事に申請しなければならない。ただし、変更理由が軽微なものにあつては、この限りではない。
 - (1) 補助金額算出内訳書（別記第5号様式別紙1）
 - (2) 申請額内訳明細書（別記第5号様式別紙2）
 - (3) 変更の内容が確認できる書類
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の申請による変更を適当と認めるときは交付決定を変更し、交付決定変更

通知書（別記第 6 号様式）により補助事業者へ通知し、適当と認めない場合は交付決定を変更しないことを決定し、交付決定変更不承認通知書（別記第 7 号様式）により補助事業者へその旨を通知する。

第 10 補助事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後、特別な理由が生じたため、補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、事業中止・廃止承認申請書（別記第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第 1 項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、承認することを決定したときは事業中止・廃止承認書（別記第 9 号様式）により、承認しないことを決定したときは事業中止・廃止不承認書（別記第 10 号様式）により、補助事業者へその旨通知するものとする。

第 11 状況報告

知事は必要に応じ、補助事業者に対し、期限を定めて補助事業の状況について報告を求めることができる。

第 12 実績の報告等

補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度末が到来したときは、速やかに実績報告書（別記第 11 号様式）により、次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。

- (1) 補助金実績額算出内訳書（別記第 11 号様式別紙 1）
- (2) 実績額内訳明細書（別記第 11 号様式別紙 2）
- (3) 改修工事に要した費用が確認できる書類
- (4) 改修工事の実施内容が確認できる書類（図面等）
- (5) 改修工事の内容がわかる写真
- (6) その他知事が必要と認める書類

第 13 補助金の額の確定

知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合で、その内容の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第 12 号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

第 14 補助金の交付

- 1 補助事業者は、前条の補助金額確定通知書を受領したときは、速やかに請求書（別記第 13 号様式）により、知事に補助金を請求しなければならない。

- 2 知事は、補助事業者から前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

第 15 補助金の交付決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次に掲げる事項に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 交付決定後に生じた事情の変更等により、この要綱に基づく事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (2) 偽りその他の不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
 - (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (5) 補助事業を予定の期間に着手せず、又は完了しないとき。
 - (6) 事情の変更により補助対象の内容及び経費が変更になり、補助金が減額になったとき。
 - (7) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件その他関係法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
 - (8) この要綱の規定に基づく報告等を怠り又は知事の指示に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第 13 の補助金の額の確定があつた後においても適用するものとする。
- 3 知事は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、補助事業者に対し、交付決定取消通知書（別記第 14 号様式）により速やかに通知するものとする。

第 16 補助金の返還

知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

第 17 違約加算金及び延滞金

第 15 の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次に掲げる規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第 15 第 1 項第 2 号、第 4 号、第 7 号又は第 8 号に該当しない場合の違約加算金については、この限りでない。

- (1) 違約加算金（100 円未満の場合を除く。）は、補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95%の割合で計算する。
- (2) 前号の違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。
- (3) 知事は、補助事業者が前条の規定により補助金の返還命令を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させ

なければならない。

- (4) 前号の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

第 18 補助事業の実施期間

補助事業者は、会計年度の末日までに補助事業を完了させなければならない。

第 19 検査、報告及び是正命令

- 1 知事は、補助事業者に対し、必要と認める事項について報告を求め、書類を提出させ又は実地に調査することができる。
- 2 知事は、前項の報告、調査等により、交付決定の内容又はこの要綱の規定に違反する事実があると認めるときは、期日を指定して是正の措置を命じることができる。

第 20 補助事業の帳簿等の作成及び保管

補助事業者は、補助事業に関わる収支に関する帳簿、証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、補助事業の終了後 5 年間保管しなければならない。

第 21 財産処分の制限

- 1 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し又は効用を増加した不動産及び財産について、補助事業終了後においても、補助金の交付の目的に従って適正に管理し、かつ効果的な使用を図るよう努めなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の不動産及び財産のうち、取得価格又は増加価格が 50 万円以上のものにあつては、補助事業終了後 10 年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）において耐用年数が 10 年未満のものにあつては耐用年数）以内に知事の承認なく、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- 3 補助事業者が、知事の承認を受けて前項の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合に、知事は、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

第 22 重複受給の禁止

補助事業者は、補助対象事業費について本補助金以外に都、国、区市町村から交付される補助金等を受けてはならないものとする（原資に都費を含むものに限る。）。

第 23 その他

- 1 次に掲げる事項に該当する個人は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。
 - (1) 第 6 に定める交付申請書の受付日時点において、過去 5 年間に重大な法令違反がある者

- (2) 税を滞納しているもの
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）
第 5 条に規定する観察処分を受けている団体の役職員若しくは構成員、暴力団員
（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」とい
う。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者
（暴排条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- 3 この要綱に定めのないものについては、別途知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 12 月 27 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日より前に、改正前の要綱第 7 の規定により補助金の交付決定を受
けた者については、なお従前の例による。

別表 1

項目	工事内容等
安全対策	(1) 段差解消工事
	(2) 転倒防止等手すり設置（玄関、トイレ、洗面所、浴室）
	(3) 転落防止手すり等設置（バルコニーや窓）
	(4) バルコニー内エアコン室外機等の設置場所へ高さ 1,100 mm以上の柵の設置
	(5) バルコニーに面する窓へロック付や錠付クレセント等の設置
	(6) バルコニーに面する窓へ開口制限ストッパーや補助錠等の設置
	(7) バルコニーに面する窓へ子供の手の届かない位置にクレセントの設置
	(8) バルコニー内にチャイルドロック等が付いた避難ハッチの設置
	(9) 浴室の扉へ子供の手の届かない位置に外からの解錠が可能な鍵の設置
	(10) 火傷防止カバー付き水栓、サーモスタット式水栓等の設置
	(11) トイレの扉へ外から解錠が可能な鍵の設置
	(12) チャイルドロックや立消え安全装置等が付いた調理器の設置
	(13) ドアや扉への指挟み防止対策の実施
	(14) チャイルドフェンス等の設置
	(15) シャッター付き等感電防止コンセントの設置
	(16) 壁、柱等の出隅の面取り対策の実施
防犯対策	(17) 防犯性の高い玄関ドア等の設置
	(18) 住戸へのカメラ付きインターホンの設置
	(19) 防犯フィルム、防犯ガラス、面格子等の設置